

原議保存期間 30年  
(平成45年12月31日まで)

警視庁生活安全部長  
各道府県警察本部長 殿  
各方面本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁銃発第106号  
平成15年4月3日  
警察庁生活安全局銃器対策課長

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の施行について

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号。以下、「旧鳥獣保護法」という。）の全部を改正する鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下、「新鳥獣保護法」という。）が平成14年7月12日に公布され、平成15年4月16日から施行されることに伴い、また、あわせて、猟銃を所持するための一連の手続きにおいて重複して提出を求めている書類の一部について、一定の場合に添付を省略できる規定を設けるため、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成15年内閣府令第38号。官報の写しにつき別添1、新旧対照条文につき別添2。以下、「改正府令」という。）が、新鳥獣保護法の施行の日から施行されることとなった。

本改正府令の趣旨、内容及び運用上の留意事項等については下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、改正府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）を「施行規則」と、改正府令による改正後の猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）を「譲渡等府令」と、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）を「法」という。

## 記

### 第1 改正の趣旨

#### 1 新鳥獣保護法の施行に伴う改正等

片仮名書きで文語体であった旧鳥獣保護法が平仮名書きで口語体の新鳥獣保護法となり、狩猟免許の名称等についても改められることから、旧鳥獣保護法の法律名及び狩猟免許の名称等を引用している部分につき改正を行うとともに、あわせて所要の改正を行ったものである。

#### 2 銃砲の所持許可手続の簡素化を図るための改正

新たに猟銃を所持しようとする場合、原則として、射撃教習資格認定又は技能検定、射撃練習資格認定（任意）、所持許可につき、又は の手続き（以下、「銃砲を所持するための一連の手続き」という。）を行うこととなっているが、都道府県公安委員会は、 の各手続きそれぞれにおいて欠格事由の有無について審査を行わなければならないことから、各手続きごとに審査に必要な書類を申請書に添付することを求めているところである。

しかしながら、閣議決定において行政庁に対する申請等に係る国民の負担を軽減することが求められていること、銃砲を所持するための一連の手続きにおいて反復して審査を行うものであること及び狩猟関係者等から申請手続きの簡素化についての要望が寄せられていること等に鑑みて、上記1にあわせ、猟銃を所持するための一連の手続きにおいて重複して提出を求めている添付書類のうち、戸籍抄本、住民票の写し及び経歴書（以下、「戸籍抄本等」という。）については、審査に特段の支障がないと認められる一定の場合に、その添付の省略を可能とする規定を設けたものである。

## 第2 改正の概要

### 1 新鳥獣保護法の施行に伴う改正等

#### (1) 施行規則第11条の10第1号イ関係

教習射撃場の管理者の基準として、銃砲を使用した狩猟について旧鳥獣保護法に違反して刑に処せられ3年を経過していない者に該当しないものと定めていたことから、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第四条第二項の乙種狩猟免状若しくは丙種狩猟免状」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十九条第二項の第一種銃猟免許若しくは第二種銃猟免許」に改めたもので、実質的な変更はない。

#### (2) 施行規則別記様式第4号の備考15関係

「7及び11」を「8及び12」に改めた。

#### (3) 譲渡等府令第3条第2項関係

猟銃用火薬類の譲受けの許可申請（輸入及び消費の許可申請について準用される場合を含む。）に当たっては、乙種狩猟者登録証又は鳥獣捕獲許可証の提示を義務付けていたことから、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）」に、「乙種狩猟者登録証又は鳥獣捕獲許可証」を「第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証」に改めたもので、実質的な変更はない。

#### (4) 譲渡等府令別記様式第2号の備考6、別記様式第7号の備考4及び別記様式第10号の備考5関係

(3)の改正にあわせ、また、用語の不備を改めるため、「狩猟」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟」に、「乙種狩猟者登録証又は鳥獣捕獲許可証」を「同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証」に改めた。

### 2 所持許可手続きの簡素化（施行規則別表第1備考、別記様式第4号の備考17及び別記様式第4号の6の備考4関係）

#### (1) 改正内容

ア 別表第1備考に、次の一号を加えた。

十 戸籍抄本、住民票の写し及び経歴書（以下「戸籍抄本等」という。）については、合格証明書又は教習修了証明書の交付を受けた日から起算して一年を経過していない者が、法第五条の四第一項の規定による技能検定又は法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定に係る申請書を提出

した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可又は法第九条の十第二項の規定による射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合であつて、既に提出した戸籍抄本等の内容に変更のないときは、当該申請書にその旨を記載して添付を省略することができる。

イ 別記様式第4号の備考17及び別記様式第4号の6の備考4に、それぞれ後段として次のように加えた。

添付書類を省略したときは「(省略した添付書類名)は、年 月に提出したものと内容に変更ありません。」と記載すること。

(2) 「戸籍抄本、住民票の写し及び経歴書」について

猟銃を所持するための一連の手続きにおいて重複して提出を求めている、写真、診断書、戸籍抄本、住民票の写し及び経歴書のうち、省略できる書類を戸籍抄本、住民票及び経歴書とするものである。

ア 「写真」については、技能検定通知書又は教習資格認定書、練習資格認定書及び所持許可証にそれぞれ1枚を貼付し、他の1枚については通常控えとしていること及び施行規則第1条第2項の規定により都道府県公安委員会において部数を減ずることができるとされていることから、省略できる添付書類に含めないこととした。

イ 「診断書」については、1回の診断では欠格事由に該当するか否かを判断するのが困難な者を見落とすおそれがあり、また、教習射撃又は技能検定において実際に射撃を行うことにより症状の変化を起こす可能性がある。したがって、射撃を経験した後に再度の提出を受ける(医師の診断を再度受ける)ことを求める必要があり、省略できる添付書類に含めないこととした。

(3) 「合格証明書又は教習修了証明書の交付を受けた日から起算して1年を経過していない者」について

戸籍抄本等を省略できる第1の要件を、申請者が合格証明書又は教習修了証明書の交付を受けた日から起算して1年を経過していない者であることとするものである。

ア 1年を経過しているか否かについては、「法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可又は法第九条十第二項の規定による射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する」時点において判断する。

イ 具体的には、

何らの銃砲を所持せず、初めて猟銃を所持しようとする者  
(施行規則別表第一の一・八・(1)及び六・ロに該当)

空気銃を所持しており、初めて猟銃を所持しようとする者  
(施行規則別表第一の一・ロ・(1)及び六・イに該当)

散弾銃を所持しており、初めてライフル銃を所持しようとする者  
(施行規則別表第一の一・イ・(1)及び六・イに該当)

が該当する。これらの者は、猟銃を所持するための一連の手続きを行う者であり、また、合格証明書又は教習修了証明書の提示を受けることにより技能検定又

は射撃教習資格認定の申請において書類を提出して審査を経たことが確認できることから、戸籍抄本等の添付を省略できることとした。

なお、に該当する者については、施行規則別表第1の表において既に戸籍抄本及び住民票の写しについて添付することを要しないとされていることから、本改正により「経歴書」の添付が省略できることとなる。

ウ 合格証明書又は教習修了証明書の有効期間が1年間であることから、一の猟銃につき所持許可を得た後に直ちに同種の猟銃を所持しようとする者については、「合格証明書又は教習修了証明書の交付を受けた日から起算して1年を経過していない者」にも当たる場合が考えられるが、これらの者は猟銃を所持するための一連の手続きにおいて所持許可の申請をする者ではなく、また、施行規則別表第一の一・イ・(2)にいう「法第五条の二第三項第一号に該当する者」として所持許可を受けることから、本改正の対象とはならず、「経歴書」の添付を省略することはできない。

(4) 「法第五条の四第一項の規定による技能検定又は法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可又は法第九条の十第二項の規定による射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合」について 戸籍抄本等を省略できる第2の要件を、猟銃を所持するための一連の手続きに係る申請が、一の都道府県公安委員会に対してなされることとするものである。

ア 猟銃を所持するための一連の手続きに係る申請については、施行規則第1条第1項により、その者の住所地又は事業場の所在地を管轄する警察署長を経由して行うこととされているが、経由警察署が異なっても同一の都道府県公安委員会に対する申請であれば、本要件を充たす。

イ 法第30条及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令第12条の規定により、道警本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が猟銃を所持するための一連の手続きに係る事務を行うこととされており、方面公安委員会は実質的に都道府県公安委員会と同一の機能を有している。したがって、例えば、射撃教習資格認定の申請をした方面公安委員会と所持許可の申請をした方面公安委員会が異なる場合は戸籍抄本等を省略することはできない。

(5) 「既に提出した戸籍抄本等の内容に変更のないとき」について

戸籍抄本等を省略できる第3の要件を、既に提出した戸籍抄本等の内容と変更のないこととするものである。

ア 内容に変更がないか否かは、戸籍抄本、住民票の写し及び経歴書のそれぞれについて判断する。したがって、例えば、射撃教習資格認定の申請直後に転職をした者が所持許可の申請をする場合、経歴書については職歴欄に変更があることから添付が必要であるが、住民票の写し及び戸籍抄本については、変更がなければ添付を省略することができる。

イ 内容に変更がないか否かは、射撃練習資格の申請時と、所持許可の申請時において、それぞれ判断する。したがって、例えば、射撃教習資格認定の申請直後に同一府県内で住所を変更し、その後、住所に変更のない者が、射撃練習資格認定

及び所持許可の申請をする場合、射撃練習資格認定の申請時には改めて住民票の添付が必要であるが、所持許可の申請時には住民票の添付を省略することができる。

(6) 「当該申請書にその旨を記載して」について

戸籍抄本等の添付を省略した理由を申請書上明らかにするため、記載を求めるものである。

具体的には、施行規則別記様式第4号の備考17及び別記様式第4号の6の備考4の各後段において、「(省略した添付書類名)は、年 月に提出したものと内容に変更ありません。」と記載することとしているとおりである。

(7) 「添付を省略することができる」について

本改正は、一定の場合には一律に添付が省略ができるとするものであり、都道府県公安委員会において添付の要否を決定するものではないことに留意されたい。

(8) 内容に変更があったにもかかわらず添付を省略した書類の場合について

戸籍抄本については申請者の人定事項を確認するため、住民票の写しについては銃砲の保管場所を特定するため、経歴書については各種欠格事由の有無を判断する際に利用するものであることから、その内容はいずれも所持許可等の審査において重要なものである。したがって、真実は戸籍抄本等の内容に変更があったにもかかわらず、申請書の備考欄に変更がない旨の虚偽の記載をして添付を省略した場合、法第5条にいう「重要な事項について虚偽の記載があ」った場合に当たり、不許可事由となるとともに、法第31条の11第1項第3号の「偽りの方法」に当たり、罰則の対象となる。

(9) 留意事項

本改正により、射撃練習資格認定及び所持許可の申請を受理した際に、既に提出を受けた戸籍抄本等を確認する必要があることから、各都道府県警察にあっては、教習資格認定又は技能検定、及び射撃練習資格認定の申請に係る書類の保存期間を1年以上とするよう、関係規定を整備されたい。

### 第3 施行及び経過措置

- 1 改正府令は新鳥獣保護法の施行と同日である平成15年4月16日から施行され(改正府令附則1関係)、同日以降に申請する射撃練習資格認定又は所持許可の申請手続きについて適用される。したがって、同日以前に合格証明書又は教習修了証明書の交付を受けた者であっても、同日以降に所持許可の申請をする場合であって第2、2記載の要件に該当すれば、戸籍抄本等の添付の省略が可能となる。
- 2 施行規則及び譲渡等府令が規定する様式による書面については、今回の改正にかかわらず、当分の間、従前のものも使用することができるとされたので留意されたい(改正府令附則2関係)。

#### 別添1(官報)省略

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）（抄）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（教習射撃場の管理者及び管理方法の基準）</p> <p>第十一条の十 法第九条の四第一項に規定する教習射撃場に係る同項第一号の内閣府令で定める管理者及び管理方法の基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>一 当該射撃場の管理者は、射撃に伴う危害防止に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他教習射撃場の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ 法の規定に違反し、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第五十条の二の規定の適用を受ける火薬類について同法の規定に違反し、又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十九条第二項の第一種銃猟免許若しくは第二種銃猟免許に係る狩猟について同法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していないもの</p>	<p>（教習射撃場の管理者及び管理方法の基準）</p> <p>第十一条の十 法第九条の四第一項に規定する教習射撃場に係る同項第一号の内閣府令で定める管理者及び管理方法の基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>一 当該射撃場の管理者は、射撃に伴う危害防止に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他教習射撃場の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ 法の規定に違反し、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第五十条の二の規定の適用を受ける火薬類について同法の規定に違反し、又は鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第四条第二項の乙種狩猟免許若しくは丙種狩猟免許に係る狩猟について同法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していないもの</p>



備考

- 一 印は、許可等を受けようとする者欄の区分ごとに、申請書に添える（講習修了証明書、合格証明書、講習修了証明書及び許可証については、提示する）書類を示すものとする。
- 二 診断書とは、精神分裂病、そううつ病（そううつ病及びうつ病を含む）、痴呆、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く）、その他の自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、若しくは著しく低下させる症状を呈する病状又はアルコール、大麻、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者であるかにかに関する医師の診断書をいう。
- 三 講習修了証明書とは、法第五条の第三第二項の講習修了証明書をいう。
- 四 合格証明書とは、法第五条の第四第二項の合格証明書をいい、講習修了証明書とは、法第九条の第五第五項の講習修了証明書をいう。
- 五 許可証とは、許可を受けようとする者が現に交付を受けている法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可に係る許可証をいう。
- 六 やむを得ない事情を明らかにした書類とは、令第五条の六各号に掲げるやむを得ない事情により法第七条の第三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかった事情及び当該事情がやんだ日から起算して一月を経過していないことを明らかにした書類をいう。
- 七 使用実績報告書は、別記様式第十四号の二のとおりとする。
- 八 経歴書は、別表第一の別記様式のとおりとする。
- 九 外国人にあつては、戸籍抄本及び住民票の写しの提出に代えて、外国人登録証明書又はこれに類する書類を提示するものとする。
- 十 戸籍抄本、住民票の写し及び経歴書（以下「戸籍抄本等」という。）については、合格証明書又は講習修了証明書の交付を受けた日から起算して一年を経過していない者が、法第五条の六各号に掲げるやむを得ない事情により法第七条の第三第二項の規定による射撃講習を受ける資格の認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可又は法第九条の十第二項の規定による射撃講習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合であつて、既に提出した戸籍抄本等の内容に変更のないときは、当該申請書にその旨を記載して添付を省略することができる。

第4号（第4条関係）

（表）

整理番号	
受理年月日	
許可証番号	
許可番号	

銃砲所持許可申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定による銃砲の所持の許可を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

申請人	本籍			
	住所			
	電話番号			
	職業			
	氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日（歳）			
関係証明書等	交付年月日	番号	交付者	
現に交付を受けている猟銃・空気銃所持許可証				
講習修了証明書				
技能検定合格証明書				
講習修了証明書				

備考

- 一 印は、許可等を受けようとする者欄の区分ごとに、申請書に添える（講習修了証明書、合格証明書、講習修了証明書及び許可証については、提示する）書類を示すものとする。
- 二 診断書とは、精神分裂病、そううつ病（そううつ病及びうつ病を含む）、痴呆、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く）、その他の自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、若しくは著しく低下させる症状を呈する病状又はアルコール、大麻、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者であるかにかに関する医師の診断書をいう。
- 三 講習修了証明書とは、法第五条の第三第二項の講習修了証明書をいう。
- 四 合格証明書とは、法第五条の第四第二項の合格証明書をいい、講習修了証明書とは、法第九条の第五第五項の講習修了証明書をいう。
- 五 許可証とは、許可を受けようとする者が現に交付を受けている法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可に係る許可証をいう。
- 六 やむを得ない事情を明らかにした書類とは、令第五条の六各号に掲げるやむを得ない事情により法第七条の第三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかった事情及び当該事情がやんだ日から起算して一月を経過していないことを明らかにした書類をいう。
- 七 使用実績報告書は、別記様式第十四号の二のとおりとする。
- 八 経歴書は、別表第一の別記様式のとおりとする。
- 九 外国人にあつては、戸籍抄本及び住民票の写しの提出に代えて、外国人登録証明書又はこれに類する書類を提示するものとする。

第4号（第4条関係）

（表）

整理番号	
受理年月日	
許可証番号	
許可番号	

銃砲所持許可申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定による銃砲の所持の許可を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名

申請人	本籍			
	住所			
	電話番号			
	職業			
	氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日（歳）			
関係証明書等	交付年月日	番号	交付者	
現に交付を受けている猟銃・空気銃所持許可証				
講習修了証明書				
技能検定合格証明書				
講習修了証明書				



- 備考 1 申請人は、印欄には記載しないこと。
- 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 申請人が法4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、職業欄にはその者の当該事業場における職務上の地位、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
- 4 申請時において銃砲欄（種類欄を除く。）又は所持しようとする銃砲の現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。
- 5 銃砲の種類欄には、けん銃、空気けん銃、ライフル銃、散弾銃、空気銃、麻酔銃、と殺銃、救命索発射銃、救命用信号銃、運動競技用信号銃、捕鯨用標識銃、捕鯨砲、もり銃、建設用びょう打銃、建設用網索発射銃、銃ざい破砕銃等の別を記載すること。
- 6 型式欄には、けん銃にあつては単発式、回転弾倉式、自動装てん式等の別を、ライフル銃及び散弾銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気けん銃及び空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式等の別を記載すること。
- 7 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
- 8 公称口（番）径欄の実測口径（銃口先端の内径について測定した長さ）は、公称口（番）径が不明なものに限り記載すること。
- 9 特徴欄には、銃床の折りたたみ式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
- 10 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。
- 11 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
- 12 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面（空気けん銃及び空気銃にあつては、弾丸装てん孔の後端面）までの長さ（回転弾倉のものにあつては、弾倉の部分の長さを除く。）を記載すること。
- なお、産業用銃砲等で銃身長測定が困難なものについては、記載することを要しない。
- 13 弾倉型式及び充てん可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉にこめられる実包等の数を記載すること。
- 14 適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。
- 15 替え銃身欄には、替え銃身ごとにその口径及び銃身長を8及び12により記載すること。
- 16 用途欄には、該当する事項の内にし印を記入すること。
- なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転炉内の異常焼境の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。
- 17 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。添付書類を省略したときは、「（省略した添付書類名）は、年月月に提出したものと内容に変更ありません。」と記載すること。
- 18 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(裏)

銃	種類				銃番号				
	型式				銃の全長	センチメートル			
	商品名等				銃身長	センチメートル			
	公称口（番）径 （実測口径）	ミリメートル インチ 番 ミリメートル			弾倉型式及び充てん可能弾数 適合実（空）包				
砲	特徴								
	用途	法第4条第1項に規定する用途	第1号	狩	猟	有畜鳥獣駆除	標的射撃		
			第2号	人命救助		動物麻酔	と殺		
		法第6条第1項に規定する用途	漁業		建設業		その他の産業の用途		
			第3号	第4号	第5号				
			第8号	第9号	第10号				
備考	所持しようとする銃砲の現所有者の住所、電話番号及び氏名								

- 備考 1 申請人は、印欄には記載しないこと。
- 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 申請人が法4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、申請人の本籍欄にはその者の勤務する法人の事業場の名称を、住所欄にはその所在地、職業欄にはその者の当該事業場における職務上の地位、電話番号欄にはその者の勤務する法人の事業場の電話番号を記載すること。
- 4 申請時において銃砲欄（種類欄を除く。）又は所持しようとする銃砲の現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。
- 5 銃砲の種類欄には、けん銃、空気けん銃、ライフル銃、散弾銃、空気銃、麻酔銃、と殺銃、救命索発射銃、救命用信号銃、運動競技用信号銃、捕鯨用標識銃、捕鯨砲、もり銃、建設用びょう打銃、建設用網索発射銃、銃ざい破砕銃等の別を記載すること。
- 6 型式欄には、けん銃にあつては単発式、回転弾倉式、自動装てん式等の別を、ライフル銃及び散弾銃にあつては単身ボルト式、単身元折式、単身自動式、上下二連元折式、水平二連元折式等の別を、空気けん銃及び空気銃にあつてはレバースプリング式、ポンプ式、圧縮ガス式等の別を記載すること。
- 7 商品名等の欄には、その商品名を記載し、商品名が不明の場合は、年式等の別を記載すること。
- 8 公称口（番）径欄の実測口径（銃口先端の内径について測定した長さ）は、公称口（番）径が不明なものに限り記載すること。
- 9 特徴欄には、銃床の折りたたみ式、伸縮式、着脱式の別又はその銃砲を特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡等について記載すること。
- 10 銃番号欄には、銃砲の機関部に打刻されている番号を記載すること。ただし、機関部に打刻番号がない銃砲については、銃身部（機関部と分離できない構造のものに限る。）に打刻されている番号を記載すること。
- 11 銃の全長欄には、銃口先端から銃口中心線の延長と銃の最後部に接する線が直角に交わる点までの長さを記載すること。
- 12 銃身長欄には、銃口の先端面から包底面（空気けん銃及び空気銃にあつては、弾丸装てん孔の後端面）までの長さ（回転弾倉のものにあつては、弾倉の部分の長さを除く。）を記載すること。
- なお、産業用銃砲等で銃身長測定が困難なものについては、記載することを要しない。
- 13 弾倉型式及び充てん可能弾数欄には、箱型（着脱式又は固定式）、チューブ型、回転式等の別及び弾倉にこめられる実包等の数を記載すること。
- 14 適合実（空）包欄には、その銃砲に通常使用される実包又は空包の名称を記載すること。
- 15 替え銃身欄には、替え銃身ごとにその口径及び銃身長を7及び11により記載すること。
- 16 用途欄には、該当する事項の内にし印を記入すること。
- なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、回転炉内の異常焼境の除去等その具体的な用途を括弧内に記載すること。
- 17 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。
- 18 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(裏)

銃	種類				銃番号				
	型式				銃の全長	センチメートル			
	商品名等				銃身長	センチメートル			
	公称口（番）径 （実測口径）	ミリメートル インチ 番 ミリメートル			弾倉型式及び充てん可能弾数 適合実（空）包				
砲	特徴								
	用途	法第4条第1項に規定する用途	第1号	狩	猟	有畜鳥獣駆除	標的射撃		
			第2号	人命救助		動物麻酔	と殺		
		法第6条第1項に規定する用途	漁業		建設業		その他の産業の用途		
			第3号	第4号	第5号				
			第8号	第9号	第10号				
備考	所持しようとする銃砲の現所有者の住所、電話番号及び氏名								

第4号の6（第4条関係）

整理番号	
受理年月日	
認定証番号	

練習資格認定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第2項の規定による射撃練習を行う資格の認定を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名



申 請 人	本 籍			
	住 所			
	電 話 番 号			
	職 業			
	氏 名		性別	男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日	( 歳 )	
	関係証明書等	交付年月日	番 号	交 付 者
	現に交付を受けている猟銃・空気銃所持許可証			
	講習修了証明書			
	技能検定合格証明書			
	教習修了証明書			
	銃 種	ライフル銃・散弾銃		
	備 考			

- 備考 1 申請人は、印欄には記載しないこと。  
 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 3 銃種欄は、該当文字を で囲むこと  
 4 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。添付書類を省略したときは、「(省略した添付書類名)は、年 月に提出したものと内容に変更ありません」と記載すること。  
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第4号の6（第4条関係）

整理番号	
受理年月日	
認定証番号	

練習資格認定申請書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第2項の規定による射撃練習を行う資格の認定を次のとおり申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請人氏名



申 請 人	本 籍			
	住 所			
	電 話 番 号			
	職 業			
	氏 名		性別	男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日	( 歳 )	
	関係証明書等	交付年月日	番 号	交 付 者
	現に交付を受けている猟銃・空気銃所持許可証			
	講習修了証明書			
	技能検定合格証明書			
	教習修了証明書			
	銃 種	ライフル銃・散弾銃		
	備 考			

- 備考 1 申請人は、印欄には記載しないこと。  
 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 3 銃種欄は、該当文字を で囲むこと  
 4 備考欄には、添付書類名その他必要な事項を記載すること。  
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第四十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（譲受けの許可の申請）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の申請書の提出に際しては、当該猟銃用火薬類等を使用する銃砲に係る許可証、技能検定通知書、教習資格認定証、練習資格認定証又は登録証を提示しなければならない。この場合において、譲受けの目的が、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）</u>の規定による銃猟であるときは、同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証（許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証）を併せて提示しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（譲受けの許可の申請）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の申請書の提出に際しては、当該猟銃用火薬類等を使用する銃砲に係る許可証、技能検定通知書、教習資格認定証、練習資格認定証又は登録証を提示しなければならない。この場合において、譲受けの目的が、<u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）</u>の規定による銃猟であるときは、同法の乙種狩猟者登録証又は鳥獣捕獲許可証（許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証）を併せて提示しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

別記様式第7号(第9条関係)

整理番号	
受理年月日	年 月 日
許可番号	

猟銃用火薬類等輸入許可申請書

公安委員会殿

申請人氏名 年 月 日 印

住職氏名(年齢)					
火種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色猟用火薬
業名称					
類数	個	個	個	グラム	グラム
銃の種類・適合実包(空包)	種類		適合実包(空包)		
銃の所持許可証(登録証)の番号					
輸入目的					
輸入先					
製造年月日		年 月 日			
陸揚予定期日		年 月 日			
陸揚予定地					
貯蔵又は保管する場所					
消費又は譲渡の予定期日(期間)		年 月 日	年 月 日	日から	日まで

- 備考
- 1 申請人は、印欄には記載しないこと。
  - 2 申請人は氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 3 実包、空包の欄には、散弾銃用のものにあつてはその番径、ライフル銃用又はけん銃用のものにあつてはその名称を記載すること。
  - 4 この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証(登録証)を提示すること。また、輸入の目的が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟であるときは、同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証(許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証)を併せて提示すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第2号(第3条関係)

整理番号	
受理年月日	年 月 日
許可番号	

猟銃用火薬類等譲受許可申請書

公安委員会殿

申請人氏名 年 月 日 印

住職氏名(年齢)					
火種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色猟用火薬
業名称					
類数	個	個	個	グラム	グラム
銃の種類及び適合実包(空包)	種類		適合実包(空包)		
銃の所持許可証 技能検定通知書 教習資格認定証 練習資格認定証 銃の登録証	番号				
譲受目的					
譲受期間	年 月 日から 年 月 日まで				
貯蔵又は保管する場所					
消費期日(期間)		年 月 日	年 月 日	日から	日まで
消費地					

- 備考
- 1 申請人は、印欄には記載しないこと。
  - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて署名することができる。
  - 3 実包欄及び空包欄には、散弾銃用のものにあつてはその番径、ライフル銃用又はけん銃用のものにあつてはその名称を記載すること。
  - 4 譲受期間は、1年を超えないこと。
  - 5 消費地欄は、狩猟にあつては都道府県名、射的練習にあつては指定射撃場の所在地及びその名称、その他の場合にあつては消費地をできるだけ詳しく記載すること。
  - 6 この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証、技能検定通知書、教習資格認定証、練習資格認定証又は銃の登録証を提示すること。また、譲受目的が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟であるときは、同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証(許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証)を併せて提示すること。
  - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第7号(第9条関係)

整理番号	
受理年月日	年 月 日
許可番号	

猟銃用火薬類等輸入許可申請書

公安委員会殿

申請人氏名 年 月 日 印

住職氏名(年齢)					
火種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色猟用火薬
業名称					
類数	個	個	個	グラム	グラム
銃の種類・適合実包(空包)	種類		適合実包(空包)		
銃の所持許可証(登録証)の番号					
輸入目的					
輸入先					
製造年月日		年 月 日			
陸揚予定期日		年 月 日			
陸揚予定地					
貯蔵又は保管する場所					
消費又は譲渡の予定期日(期間)		年 月 日	年 月 日	日から	日まで

- 備考
- 1 申請人は、印欄には記載しないこと。
  - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 3 実包、空包の欄には、散弾銃用のものにあつてはその番径、ライフル銃用又はけん銃用のものにあつてはその名称を記載すること。
  - 4 この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証(登録証)を提示すること。また、輸入の目的が狩猟であるときは、乙種狩猟者登録証又は鳥獣捕獲許可証(許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証)を併せて提示すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第2号(第3条関係)

整理番号	
受理年月日	年 月 日
許可番号	

猟銃用火薬類等譲受許可申請書

公安委員会殿

申請人氏名 年 月 日 印

住職氏名(年齢)					
火種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色猟用火薬
業名称					
類数	個	個	個	グラム	グラム
銃の種類及び適合実包(空包)	種類		適合実包(空包)		
銃の所持許可証 技能検定通知書 教習資格認定証 練習資格認定証 銃の登録証	番号				
譲受目的					
譲受期間	年 月 日から 年 月 日まで				
貯蔵又は保管する場所					
消費期日(期間)		年 月 日	年 月 日	日から	日まで
消費地					

- 備考
- 1 申請人は、印欄には記載しないこと。
  - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 3 実包欄及び空包欄には、散弾銃用のものにあつてはその番径、ライフル銃用又はけん銃用のものにあつてはその名称を記載すること。
  - 4 譲受期間は、1年を超えないこと。
  - 5 消費地欄は、狩猟にあつては都道府県名、射的練習にあつては指定射撃場の所在地及びその名称、その他の場合にあつては消費地をできるだけ詳しく記載すること。
  - 6 この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証、技能検定通知書、教習資格認定証、練習資格認定証又は銃の登録証を提示すること。また、譲受目的が狩猟であるときは、乙種狩猟者登録証又は鳥獣捕獲許可証(許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証)を併せて提示すること。
  - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第10号(第11条関係)

整理番号	
受理年月日	年 月 日
許可番号	

猟銃用火薬類等消費許可申請書

公安委員会殿

年 月 日  
申請人氏名 印

住職氏	所業名(年齢)					
火薬類	種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色猟用火薬
	名称				グラム	グラム
銃の種類・適合実包(空包)	種類	個	個	個	適合実包(空包)	グラム
銃の許可証、練習資格認定証又は銃の登録証の番号						
消費目的						
消費地						
消費期日(期間)						
特に無許可消費数量をこえて消費する理由及び危険予防の方法						

- 備考
- 1 申請人は、印欄には記載しないこと。
  - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて署名することができる。
  - 3 実包、空包の欄には、散弾銃用のものにあつてはその番径、ライフル銃用又はけん銃用のものにあつてはその名称を記載すること。
  - 4 消費地欄は、狩猟にあつては都道府県名、射的練習にあつては指定射撃場の所在地及びその名称、その他の場合にあつては消費地をできるだけ詳しく記載すること。
  - 5 この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証、練習資格認定証又は銃の登録証を提示すること。また、消費の目的が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟であるときは、同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証(許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証)を併せて提示すること。
  - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第10号(第11条関係)

整理番号	
受理年月日	年 月 日
許可番号	

猟銃用火薬類等消費許可申請書

公安委員会殿

年 月 日  
申請人氏名 印

住職氏	所業名(年齢)					
火薬類	種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色猟用火薬
	名称				グラム	グラム
銃の種類・適合実包(空包)	種類	個	個	個	適合実包(空包)	グラム
銃の許可証、練習資格認定証又は銃の登録証の番号						
消費目的						
消費地						
消費期日(期間)						
特に無許可消費数量をこえて消費する理由及び危険予防の方法						

- 備考
- 1 申請人は、印欄には記載しないこと。
  - 2 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて署名することができる。
  - 3 実包、空包の欄には、散弾銃用のものにあつてはその番径、ライフル銃用又はけん銃用のものにあつてはその名称を記載すること。
  - 4 消費地欄は、狩猟にあつては都道府県名、射的練習にあつては指定射撃場の所在地及びその名称、その他の場合にあつては消費地をできるだけ詳しく記載すること。
  - 5 この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証、練習資格認定証又は銃の登録証を提示すること。また、消費の目的が狩猟であるときは、乙種狩猟者登録証又は鳥獣捕獲許可証(許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証)を併せて提示すること。
  - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。